

陳情者 美唄市政を視る会 代表 紫藤 政則

美唄市議会の組織運営のあり方に関する陳情

1. 要 旨

令和7年(2025)年3月発行 びばい市議会だより臨時号に掲載された、美唄市議会議長名による「斉藤久美夫議員に対する嚴重注意報告」(報告)により市民公表された「嚴重注意措置等」(措置等)の妥当性について、市議会として組織的検証を行うことを求めます。

2. 理 由

私たちは「報告」を読んでその内容に驚くと同時に議長の行った「措置等」に強い疑念を抱きました。その疑念は (1) 斉藤議員の名誉権を侵害する恐れ (2) 議員の言論の自由を侵害し、発言を萎縮させる恐れ (3) 市議会に対する市民の信任を失墜される恐れ、です。

私たちは、「このまま済んだことと終わりにしてはいけない」との思いから、議員の皆さん一人一人がどのように受けとめているのか、アンケート調査を実施しました。その結果は、私たちの思いを共有する方々が相当程度にのぼることが理解できました。

アンケートは、議長を除いて送付した13名中12名の回答がありました。設問1の「斉藤議員が相手法人の固有名詞を複数回発したことは、法規に定める不穏当な発言に該当すると思いますか」について「そう思う」が1名、「そう思わない」が5名、「どちらとも言えない」が5名、「よく解らない」が1名で、12名中11名が「不穏当な発言」と明確に認識していないこと。そして、設問の全てについて、議長のとった措置等についての見解が一致していないことが明らかになりました。処分性の強い措置等について議員一人ひとりの合意形成が為されていないと思わざるを得ないのです。

そこで、議長のとった措置等が法規、慣例に基づいて適切、公正に行われたのか、一般社会の通念に照らして妥当だったのか、議会としてその説明責任を果たしてほしいのです。

そのためには、「報告」につながる全ての事象に関して、議員全員で検証を行い、その結果を市民に公表することが必要であると考えています。

尚、検証に当たっては、次の検証項目を参考にしていただければ幸いです。

3. 検証項目

1. 嚴重注意措置に関する判断の妥当性について

不穏当発言と認定し、嚴重注意を行ったことに関して、次の事項を考察し判断の妥当性について検証する。

- (1) 嚴重注意についての定義と行使するための根拠法令等
- (2) 美唄市議会における先例や手続き規定
- (3) 口頭による嚴重注意宣告の態様
- (4) 不穏当と認定した発言の特定
- (5) 認定に当たって考慮した判断要素や根拠法令

2. 議会だよりによる市民公表の妥当性について

3月臨時号の発行は、斉藤議員の社会的評価に影響を与え、名誉権を侵害する恐れはないのか、発行された「びばい市議会だより」の態様、公表方法、そして裁判判例を考察する。

3. 相手法人との面談、文書回答に関する妥当性について

地元紙で明らかになった1月16日の面談その他明らかになっていない面談を含めて、相手法人との面談は、平穩に行われ、どんなことが話し合われたのかなどの面談の態様と、相手法人に遺憾の意と議会としての謝罪方法を回答した返答文書について、その妥当性を検証するため、全ての面談記録と双方で交わされた公文書を考察する。

4. 議会としての機関意思の決定と合意形成の妥当性について

会派代表者会議、議会運営委員会の会議概要から「議会としての」意思決定に至るプロセスの妥当性について考察する。

5. 以上、1～4の検証結果を踏まえ、議長は法規・慣例に基づいて、職務権限の行使を行い、市議会の秩序を保持したと言えるのか、そして、その職務権限の行使は、市民感覚や社会通年に照らして妥当だったのかどうかを明らかにする。

その他

1. 私たちは、本件陳情書が受理され、議員全員による審査に付されることを望んでいます。審査に当たっては、(1)不穩当発言と認定された質問に関する会議録 (2) 嚴重注意を宣告した日時、場所及び発言内容の記録 (3) 会派代表者会議、議会運営委員会の会議概要 (4) 当該法人との面談記録、交わした公文書の内容 (5) 秩序保持権など規律に関する法令申し合わせ等、客観性のある情報等を共有した上で、全議員が共通の事実認識に基づいて、論点を整理し、争点を明確にして結論を導くよう望んでいます。

2. 私たちは、趣旨説明のため、参考人としての招致を望んでいます。

3. 私たちが実施した「斉藤議員に対する嚴重注意から議会だより発行までの一連の措置に関するアンケート調査集計表」を参考に供します。

上記のとおり提出されたから付議する。

令和7年6月11日

美唄市議会議長 谷村知重